承認

作成

個人情報委託先審查票

(一般)

2022年6月7日

選定レベルをOで囲む 審査実施日

※人材派遣事業者との人材派遣契約、清掃業者、オフィスの賃貸借契約等で個人情報の取扱いを含まない場合は審査の対象外

		ЖK	A:評価項目が会	はロに、以外。
1000	選アベイ	区分	A:評価	B:評価項目: C:上記以外。
1				
I S . S . S I I			⇒選定レベル「A」	⇒選定レベル「A」
- WI W W I I				会保険労務士等)
	名称 株式会社京都ライフ	PMBM委託	□プライバシーマーク取得済み(Pマーク登録番号: <u>No.</u>	□士業(医師、弁護士、会計士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士等
	委託先	委託する業務内容「	\$ \$ # L= 122 - 44	出る記され

O	委託不可	託を許可する
В	特例により委託可	寺例により委
$\left(\begin{array}{c} A \end{array} \right)$	季託可	項目が全てがOか∆ 項目に×があるが、∜ 以外。
選定レベル	区分	A: 評価項B: 計価項C: 上記以

(A) 型	区分		選定項目	評価	備考	
	1	-	個人情報保護に関する管理責任者が決められている	0		
П	組織的	2	個人情報保護に関するルールを定め、従業員に周知している	0		
	H H K	က	事故または違反への対応手順が確立されている	0		
		4	出入口は施錠でき、執務室内部への部外者の侵入を阻止できる構造になっている	0		_
	;	2	施錠・開錠の記録がとられている	0		
Ħ	物理的 化全纯描	9	建物、室への入退が管理されている	6		
	X H	7	来訪者の執務室内への入退の記録が取られている	6		
		∞	記憶媒体は保管場所、保管設備に施錠して管理している	٥		
		6	従業員には年1回以上、個人情報に関する教育を実施している	0		
F	人的	10	就業規則に罰則について規定している	0		
∄	安全管理	Ξ	従業者と個人情報についての非開示契約(誓約書等)を締結している	0		_
		12	記憶媒体の返却・廃棄は、処理方法を定め実施している	0		
	3 45	13	可搬型記憶媒体の使用や持ち出しを制限している	6		
N	及	14	PCはパスワードによる起動制限がされている	6		_
	K H	15	ウイルス感染防止のための対策を行っている	0		
	記事項・残存リ	ノスクな	く特記事項・残存リスクなど> 選定レベルがBで特例により委託する場合の理由等を記入	↑ ○:規定し実施している	△:規定していないが実施している ×:規定・実施ともにしていない	

く特記事項・残存リスクなど> 選定レベルがBで特例により委託する場合の理由等を記入

く再委託先名> 委託先が再委託、再々委託等を行う場合は、全ての委託先を把握すること			

個人情報取扱の委託に関する覚書

株式会社 京都ライフ 企画管理部中央営業

株式会社ガーネット(以下「甲」という)と (以下「乙」という)は、甲が乙に委託する業務(以下「本業務」という)に伴う個人情報 の取扱いについて以下の通り覚書を締結する。

(委託者及び受託者の責任)

- 第 1 条 甲が乙へ取り扱いを委託する個人情報は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、JISQ15001:2017等の規範に則って、適法に取得したものでなければならない。
 - 2 乙は、甲が乙へ委託する業務に伴って取扱う個人情報を、その委託業務の達成の範囲内において、当該契約を遵守し、甲の指示に従って適切に取扱う責任を負うものとする。

(守秘義務)

- 第 2 条 乙は、本覚書に基づき業務を遂行するにあたり、個人情報保護に関する法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守し、業務の遂行上知り得た甲の機密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱いについては最大限の注意を払い、委託した業務の目的以外に利用してはならない。
 - 2 乙は、委託された個人情報を機密事項として保持し、事前に書面による甲の同意を得ることなく、第三者に開示、提供または委託してはならない。
 - 3 乙は、委託された個人情報について、前2項を本業務に関与する従業員(契約社員、 派遣社員、パート・アルバイト社員を含む)に遵守させるために、秘密保持契約を締結す るなど、必要な措置を講じるものとする。

(安全管理の措置)

- 第 3 条 乙は、本業務において個人情報取扱責任者を定め、乙及び乙の従業員に対して、 本業務によって得られた各種データ等が滅失、漏えい、き損しないよう、万全の管理体制 を講ずるとともに、甲が指示した管理事項を遵守しなければならない。
 - 2 乙の管理体制が不十分であると甲が判断した場合は、甲は乙に対して是正を求めることができる。

(委託契約範囲外の複写・複製の禁止)

第 4 条 乙は、本業務において甲から提供を受けた個人情報及び個人情報が記録された媒体(紙媒体、磁気媒体、電子メールを含む)その他一切の資料等を、甲の承認もしくは指示のある場合を除き、これを複写、複製、改変する等の行為を行わないものとする。ただし、磁気媒体記録のバックアップ等、安全管理上必要最低限の複製についてはこの限りではない。

(委託契約範囲外の加工・利用の禁止)

第 5 条 乙は、「個人情報」を厳重に管理するものとし、甲の承認もしくは指示のある場合 を除き、契約範囲外の利用・加工を行わないものとする。

(契約終了後の措置)

第 6 条 乙は契約の終了時または甲からの要請のあった場合には、個人情報およびその複製物の全てを、速やかに甲の指示に従い返還または廃棄するものとする。

2 本覚書における守秘義務は、本覚書の有効期間終了後も存続するものとする。

(再委託に関する事項)

- 第 7 条 乙は甲の事前の書面による承認なしに、本件に関わる個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
 - 2 乙は、本条第1項の規程により、甲から書面による事前の承諾を得た第三者に対して 本業務を再委託する場合は、第三者に本覚書と同等の機密保持義務を遵守させなければな らない。

(個人情報の取扱状況に関する報告)

第 8 条 甲は乙における個人情報の取り扱い状況について、定期的に報告を求めることができるものとする。この場合、乙は速やかに応じるものとする。

(管理状況の調査)

第 9 条 甲は、本覚書の規定に関し、乙の管理状況を調査することができる。この際、乙は 甲の調査に協力する義務を負うものとする。

(事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項)

第 10条 乙の管理下において個人情報の滅失、漏えい、き損等の事件・事故が発生した場合、直ちに甲に報告し、原因の究明にあたるほか、情報の収集や二次被害の防止のために甲の指示に従い、自己の費用負担において適切な措置を取るものとする。

(契約内容が遵守されなかった場合の措置)

第 11 条 乙が本覚書に違反した場合、甲は当該委託契約の全部又は一部を事前の催告無 く解除することができる。

(特定個人情報の取扱い)

- 第 12条 甲が乙に取扱を委託する個人情報が個人番号を含む場合、乙は以下の点を遵守しなければならない。
 - (1) 秘密保持義務(本覚書第2条)
 - (2) 乙の事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
 - (3) 特定個人情報の番号法に定められた目的以外の利用の禁止
 - (4) 再委託における条件(本覚書第7条)
 - (5) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任(本覚書第10条、第11条)
 - (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄(本覚書第6条)。
 - (7) 当該特定個人情報の取扱担当者を限定的に定め、適切な管理に必要な監督・ 教育を行うこと。
 - (8) 契約内容の遵守状況について報告(本覚書第8条)

(損害賠償)

第 13 条 乙の實に帰すべき事由により個人情報が滅失、漏えい、き損することにより、 甲または甲の関係会社、本人及びその他第三者に損害が発生した場合、甲は乙に対して その損害の賠償および甲が必要と認める措置を請求できるものとする。 (有効期間)

第 14 条 本覚書の有効期間は、締結日から1年間とする。なお、期間満了1ヶ月前までに甲、乙いずれからも契約を継続しない旨の申出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

上記の契約締結を証するため、書面での締結の場合は本覚書2通を作成、甲乙が各自記名 捺印の上、それぞれ1通を保有し、電子での締結の場合は電子署名をしたうえで、そのデー タをそれぞれが保有する。

2022年5月31日

年 月 日

甲 京都市下京区小稲荷町 85 番地 8 株式会社ガーネット 代表取締役 中野 拓磨



乙 京都市下京区深草町576-1

株式会社 京都ライフ 企画管理部



佐野 典保

承認

作成

個人情報委託先審査票

(一般)

2022年6月7日

審査実施日

選定レベルをOで囲む

※人材派遣事業者との人材派遣契約、清掃業者、オフィスの賃貸借契約等で個人情報の取扱いを含まない場合は審査の対象外 □士業(医師、弁護士、会計士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士等) ⇒選定レベル「A」 ⇒選定レベル「A」 ロプライバンーマーク取得済み (Pマーク登録番号: No. 名称 | GoldCollection株式会社 委託する業務内容 PMBM委託 第三認証など 委託先

イベン	∢	B	O
区分	委託可	特例により奏託可	委託不可
評価項目 評価項目 上記以	自が全てがOか△ も目に×があるが、特 以外。	例により委	託を許可する

区区	区分		選定項目	評価	備考	
		-	個人情報保護に関する管理責任者が決められている	6		
Н	名 衛 日 子 和 苗	2	個人情報保護に関するルールを定め、従業員に周知している	0		
	Н Н Х	က	事故または違反への対応手順が確立されている	O		
		4	出入口は施錠でき、執務室内部への部外者の侵入を阻止できる構造になっている	0		
	;	വ	施錠・開錠の記録がとられている	6		
Ħ	物理的 孙夕和苗	9	建物、室への入退が管理されている	6		
	メナロイ	7	来訪者の執務室内への入退の記録が取られている	0		
		∞	記憶媒体は保管場所、保管設備に施錠して管理している	6		
		6	従業員には年1回以上、個人情報に関する教育を実施している	Ō		
1	人	9	就業規則に罰則について規定している	0		
≡	安全管理	Ξ	従業者と個人情報についての非開示契約(誓約書等)を締結している	6		
		12	記憶媒体の返却・廃棄は、処理方法を定め実施している	0		
		13	可搬型記憶媒体の使用や持ち出しを制限している	6		
N	故 作 作 和 華	14	PCはパスワードによる起動制限がされている	0		
	Х Н П	15	ウイルス感染防止のための対策を行っている	O'		
	記事項·残存リ	ノスクな	<特記事項・残存リスクなど> 選定レベルがBで特例により委託する場合の理由等を記入	↑ O:規定し実施している	△:規定していないが実施している	×:規定・実施ともにしていない

【残留リスク】個人情報取扱の委託に関する覚書がまだ締結できていない。

<再委託先名> 委託先が再委託、再々委託等を行う場合は、全ての委託先を把握すること

個人情報委託先審查票

(一般)

承認 යා ැ 2002 作成

審査実施日

選定レベルをOで囲む ※人材派遣事業者との人材派遣契約、清掃業者、オフィスの賃貸借契約等で個人情報の取扱いを含まない場合は審査の対象外

H	- V % + 1 + V 4	選	
名称 株式宏在LC < 수ンメント	40	ズン	
PMBM委託		区分	KK
プライバシーマーク取得	□プライバシーマーク取得済み(Pマ-ク登録番号: <u>No.</u>) ⇒選定レベル「A」	A:評価項目が全日 語伝 A B B B B B B B B B B B B B B B B B B	町項目が 昨時日が
□士業(医師、弁護士、会計士、	F、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士等) ⇒選定レベル「A」	C: 上記	加填占I 記以外。

O	委託不可	7 + 1 + +	12年1196
В	特例により委託可		、特別により後記を許りする
(A)	委託可	A:評価項目が全てがOか△	a B I c x かめるか y 外。
選定レベル	区分	A:評価可	B:評信項 C:上記以
		選定レベル「A」	選定レベル「A」

12年	L	L		H	###	
区公区	区分		選正項目	二十二	補名	
	:	-	個人情報保護に関する管理責任者が決められている	0		
Ι	組織的	2	個人情報保護に関するルールを定め、従業員に周知している	0		
etin sana	X H H	က	事故または違反への対応手順が確立されている	0		
		4	出入口は施錠でき、執務室内部への部外者の侵入を阻止できる構造になっている	0		
		2	施錠・開錠の記録がとられている	۵		
н	物理的	9	建物、室への入退が管理されている	Ü		
	X H H H	7	来訪者の執務室内への入退の記録が取られている	6		
		œ	記憶媒体は保管場所、保管設備に施錠して管理している	C		
		6	従業員には年1回以上、個人情報に関する教育を実施している	0		
ŀ	人的	10	就業規則に罰則について規定している	6		
∃	安全管理	Ξ	従業者と個人情報についての非開示契約(誓約書等)を締結している	D		
		12	記憶媒体の返却・廃棄は、処理方法を定め実施している	0		
		13	可搬型記憶媒体の使用や持ち出しを制限している	0		
N	技術的	14	PCはパスワードによる起動制限がされている	0		
H.S. Park	X = 1 X	15	ウイルス感染防止のための対策を行っている	D		
	記事項·残存リン	ノスクなと	<特記事項・残存リスクなど> 選定レベルがBで特例により委託する場合の理由等を記入	↑ O:規定し実施している	△:規定していないが実施している	×:規定・実施ともにしていない

< 再委託先名> 委託先が再委託、再々委託等を行う場合は、全ての委託先を把握すること く特記事項・残存リスクなど> 選定レベルがBで特例により委託する場合の理由等を記入

個人情報取扱の委託に関する覚書

株式会社LCマネジメント

株式会社ガーネット(以下「甲」という)と

(以下「乙」という)は、甲が乙に委託する業務(以下「本業務」という)に伴う個人情報の取扱いについて以下の通り覚書を締結する。

(委託者及び受託者の責任)

- 第 1 条 甲が乙へ取り扱いを委託する個人情報は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、JISQ15001:2017等の規範に則って、適法に取得したものでなければならない。
 - 2 乙は、甲が乙へ委託する業務に伴って取扱う個人情報を、その委託業務の達成の範囲内において、当該契約を遵守し、甲の指示に従って適切に取扱う責任を負うものとする。

(守秘義務)

- 第 2 条 乙は、本覚書に基づき業務を遂行するにあたり、個人情報保護に関する法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守し、業務の遂行上知り得た甲の機密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱いについては最大限の注意を払い、委託した業務の目的以外に利用してはならない。
 - 2 乙は、委託された個人情報を機密事項として保持し、事前に書面による甲の同意を得ることなく、第三者に開示、提供または委託してはならない。
 - 3 乙は、委託された個人情報について、前2項を本業務に関与する従業員(契約社員、派遣社員、パート・アルバイト社員を含む)に遵守させるために、秘密保持契約を締結するなど、必要な措置を講じるものとする。

(安全管理の措置)

- 第 3 条 乙は、本業務において個人情報取扱責任者を定め、乙及び乙の従業員に対して、 本業務によって得られた各種データ等が滅失、漏えい、き損しないよう、万全の管理体制 を講ずるとともに、甲が指示した管理事項を遵守しなければならない。
 - 2 乙の管理体制が不十分であると甲が判断した場合は、甲は乙に対して是正を求めることができる。

(委託契約範囲外の複写・複製の禁止)

第 4 条 乙は、本業務において甲から提供を受けた個人情報及び個人情報が記録された媒体(紙媒体、磁気媒体、電子メールを含む)その他一切の資料等を、甲の承認もしくは指示のある場合を除き、これを複写、複製、改変する等の行為を行わないものとする。ただし、磁気媒体記録のバックアップ等、安全管理上必要最低限の複製についてはこの限りではない。

(委託契約範囲外の加工・利用の禁止)

第 5 条 乙は、「個人情報」を厳重に管理するものとし、甲の承認もしくは指示のある場合 を除き、契約範囲外の利用・加工を行わないものとする。

(契約終了後の措置)

第 6 条 乙は契約の終了時または甲からの要請のあった場合には、個人情報およびその複製物の全てを、速やかに甲の指示に従い返還または廃棄するものとする。

2 本覚書における守秘義務は、本覚書の有効期間終了後も存続するものとする。

(再委託に関する事項)

- 第 7 条 乙は甲の事前の書面による承認なしに、本件に関わる個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
 - 2 乙は、本条第1項の規程により、甲から書面による事前の承諾を得た第三者に対して 本業務を再委託する場合は、第三者に本覚書と同等の機密保持義務を遵守させなければな らない。

(個人情報の取扱状況に関する報告)

第 8 条 甲は乙における個人情報の取り扱い状況について、定期的に報告を求めることができるものとする。この場合、乙は速やかに応じるものとする。

(管理状況の調査)

第 9 条 甲は、本覚書の規定に関し、乙の管理状況を調査することができる。この際、乙は 甲の調査に協力する義務を負うものとする。

(事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項)

第 10条 乙の管理下において個人情報の滅失、漏えい、き損等の事件・事故が発生した場合、直ちに甲に報告し、原因の究明にあたるほか、情報の収集や二次被害の防止のために甲の指示に従い、自己の費用負担において適切な措置を取るものとする。

(契約内容が遵守されなかった場合の措置)

第 11 条 乙が本覚書に違反した場合、甲は当該委託契約の全部又は一部を事前の催告無 く解除することができる。

(特定個人情報の取扱い)

- 第 12条 甲が乙に取扱を委託する個人情報が個人番号を含む場合、乙は以下の点を遵守しなければならない。
 - (1) 秘密保持義務(本覚書第2条)
 - (2) 乙の事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
 - (3) 特定個人情報の番号法に定められた目的以外の利用の禁止
 - (4) 再委託における条件(本覚書第7条)
 - (5)漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任(本覚書第10条、第11条)
 - (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄(本覚書第6条)。
 - (7) 当該特定個人情報の取扱担当者を限定的に定め、適切な管理に必要な監督・ 教育を行うこと。
 - (8) 契約内容の遵守状況について報告(本覚書第8条)

(損害賠償)

第 13 条 乙の責に帰すべき事由により個人情報が滅失、漏えい、き損することにより、 甲または甲の関係会社、本人及びその他第三者に損害が発生した場合、甲は乙に対して その損害の賠償および甲が必要と認める措置を請求できるものとする。 (有効期間)

第 14 条 本覚書の有効期間は、締結日から1年間とする。なお、期間満了1ヶ月前まで に甲、乙いずれからも契約を継続しない旨の申出がない場合は、さらに1年間継続する ものとし、以後も同様とする。

上記の契約締結を証するため、書面での締結の場合は本覚書2通を作成、甲乙が各自記名 捺印の上、それぞれ1通を保有し、電子での締結の場合は電子署名をしたうえで、そのデー タをそれぞれが保有する。

2022年3月17日

年 月 日

甲 京都市下京区小稲荷町 85番地 8 株式会社ガーネット 代表取締役 中野 拓磨



乙 大阪市中央区西心斎橋2丁目2番7号 御堂筋ジュ ンアシダビル10階

株式会社LCマネジメント

代表取締役 田中 彰

承認

作成

個人情報委託先審查票



2022年6月7日

選定レベルを〇で囲む 審査実施日

(一般)

対象外

 当契約等で個人情報の取扱いを含まない場合は審査の第 番号: No.20002550) ⇒選定レベル「A」 - 5m ± + かみ に いるい は かん に な い は かん に な い は かん に な い は い な い は い な い な い な い な い な い な い	水
 	資の対
音契約等で個人情報の取扱い 番号:No.20002550) - 示か書十 が今倬陰兴黎十年)	を含まない場合は智
の人材派遣契約、清掃業者、オフィスの賃貸借契約等で個人情報の取扱名称 名称 株式会社レブス 不動産クラウドファンディング ■ブライバシーマーク取得済み (Pマ-ク登録番号: No.20002550)	※人材派遣事業者との人材派遣契約、清掃業者、オフィスの賃貸借契約等で個人情報の取扱いを含まない場合は審査の対象
※人材派遣事業者との 委託先 委託する業務内容 :	※人材派遣事業者と0

О В	:可 特例により 委託不可 委託不可	ζήΟήνΔ
(A)	委託可	目が全てが〇か△
選定した。	区分	A:評価項

備考															
11年	O	C	0	C	0	0	0	0	Ö	0	O	0	0	0	Ö
選定項目	個人情報保護に関する管理責任者が決められている	個人情報保護に関するルールを定め、従業員に周知している	事故または違反への対応手順が確立されている	出入口は施錠でき、執務室内部への部外者の侵入を阻止できる構造になっている	施錠・開錠の記録がとられている	建物、室への入退が管理されている	来訪者の執務室内への入退の記録が取られている	記憶媒体は保管場所、保管設備に施錠して管理している	従業員には年1回以上、個人情報に関する教育を実施している	就業規則に罰則について規定している	従業者と個人情報についての非開示契約(誓約書等)を締結している	記憶媒体の返却・廃棄は、処理方法を定め実施している	可搬型記憶媒体の使用や持ち出しを制限している	PCはパスワードによる起動制限がされている	ウイルス感染防止のための対策を行っている
	-	2	က	4	വ	9	7	∞	െ	10	=	12	13	14	15
区分	11 197 47	組織的 分分 節	Н Н К			物理的什么和由	H K			人的	安全管理		11 200 11	妆德的 作令	Н К
数 区 分		П				Ħ				ŧ	≡			N	

↑ ○:規定し実施している	く再委託先名> 委託先が再委託、再		
特記事項・残存リスクなど> 選定レベルがBで特例により委託する場合の理由等を記入			

委託先が再委託、再々委託等を行う場合は、全ての委託先を把握すること	
再々委託等を行う場合は、	
٨	
再委託先名>	

×:規定・実施ともにしていない

△:規定していないが実施している

個人情報取扱の委託に関する覚書

株式会社レプス

株式会社ガーネット(以下「甲」という)と

(以下「乙」という)は、甲が乙に委託する業務(以下「本業務」という)に伴う個人情報の取扱いについて以下の通り覚書を締結する。

(委託者及び受託者の責任)

- 第 1 条 甲が乙へ取り扱いを委託する個人情報は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン、JISQ15001:2017等の規範に則って、適法に取得したものでなければならない。
 - 2 乙は、甲が乙へ委託する業務に伴って取扱う個人情報を、その委託業務の達成の範囲内において、当該契約を遵守し、甲の指示に従って適切に取扱う責任を負うものとする。

(守秘義務)

- 第 2 条 乙は、本覚書に基づき業務を遂行するにあたり、個人情報保護に関する法令、国が定める指針及びその他の規範を遵守し、業務の遂行上知り得た甲の機密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱いについては最大限の注意を払い、委託した業務の目的以外に利用してはならない。
 - 2 乙は、委託された個人情報を機密事項として保持し、事前に書面による甲の同意を得ることなく、第三者に開示、提供または委託してはならない。
 - 3 乙は、委託された個人情報について、前2項を本業務に関与する従業員(契約社員、 派遣社員、パート・アルバイト社員を含む)に遵守させるために、秘密保持契約を締結す るなど、必要な措置を講じるものとする。

(安全管理の措置)

- 第 3 条 乙は、本業務において個人情報取扱責任者を定め、乙及び乙の従業員に対して、 本業務によって得られた各種データ等が滅失、漏えい、き損しないよう、万全の管理体制 を講ずるとともに、甲が指示した管理事項を遵守しなければならない。
 - 2 乙の管理体制が不十分であると甲が判断した場合は、甲は乙に対して是正を求めることができる。

(委託契約範囲外の複写・複製の禁止)

第 4 条 乙は、本業務において甲から提供を受けた個人情報及び個人情報が記録された媒体(紙媒体、磁気媒体、電子メールを含む)その他一切の資料等を、甲の承認もしくは指示のある場合を除き、これを複写、複製、改変する等の行為を行わないものとする。ただし、磁気媒体記録のバックアップ等、安全管理上必要最低限の複製についてはこの限りではない。

(委託契約範囲外の加工・利用の禁止)

第 5 条 乙は、「個人情報」を厳重に管理するものとし、甲の承認もしくは指示のある場合 を除き、契約範囲外の利用・加工を行わないものとする。

(契約終了後の措置)

第 6 条 乙は契約の終了時または甲からの要請のあった場合には、個人情報およびその複製物の全てを、速やかに甲の指示に従い返還または廃棄するものとする。

2 本覚書における守秘義務は、本覚書の有効期間終了後も存続するものとする。

(再委託に関する事項)

- 第 7 条 乙は甲の事前の書面による承認なしに、本件に関わる個人情報の取扱いの全部又 は一部を第三者に再委託してはならない。
 - 2 乙は、本条第1項の規程により、甲から書面による事前の承諾を得た第三者に対して 本業務を再委託する場合は、第三者に本覚書と同等の機密保持義務を遵守させなければな らない。

(個人情報の取扱状況に関する報告)

第 8 条 甲は乙における個人情報の取り扱い状況について、定期的に報告を求めることができるものとする。この場合、乙は速やかに応じるものとする。

(管理状況の調査)

第 9 条 甲は、本覚書の規定に関し、乙の管理状況を調査することができる。この際、乙は 甲の調査に協力する義務を負うものとする。

(事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項)

第 10 条 乙の管理下において個人情報の滅失、漏えい、き損等の事件・事故が発生した場合、直ちに甲に報告し、原因の究明にあたるほか、情報の収集や二次被害の防止のために甲の指示に従い、自己の費用負担において適切な措置を取るものとする。

(契約内容が遵守されなかった場合の措置)

第 11 条 乙が本覚書に違反した場合、甲は当該委託契約の全部又は一部を事前の催告無 く解除することができる。

(特定個人情報の取扱い)

- 第 12条 甲が乙に取扱を委託する個人情報が個人番号を含む場合、乙は以下の点を遵守 しなければならない。
 - (1) 秘密保持義務(本覚書第2条)
 - (2) 乙の事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
 - (3) 特定個人情報の番号法に定められた目的以外の利用の禁止
 - (4) 再委託における条件(本覚書第7条)
 - (5)漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任(本覚書第10条、第11条)
 - (6) 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄(本覚書第6条)。
 - (7) 当該特定個人情報の取扱担当者を限定的に定め、適切な管理に必要な監督・ 教育を行うこと。
 - (8) 契約内容の遵守状況について報告(本覚書第8条)

(損害賠償)

第 13条 乙の責に帰すべき事由により個人情報が滅失、漏えい、き損することにより、 甲または甲の関係会社、本人及びその他第三者に損害が発生した場合、甲は乙に対して その損害の賠償および甲が必要と認める措置を請求できるものとする。 (有効期間)

第 14条 本覚書の有効期間は、締結日から1年間とする。なお、期間満了1ヶ月前までに甲、乙いずれからも契約を継続しない旨の申出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

上記の契約締結を証するため、書面での締結の場合は本覚書2通を作成、甲乙が各自記名 捺印の上、それぞれ1通を保有し、電子での締結の場合は電子署名をしたうえで、そのデー タをそれぞれが保有する。

2022年6月7日

年 月 日

甲 京都市下京区小稲荷町 85番地 8 株式会社ガーネット 代表取締役 中野 拓磨



乙 京都市下京区中堂寺粟田町90 KRP8号館 307

株式会社レプス



代表取締役 堀 公亮